

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 近畿財務局長
【提出日】 令和3年9月30日
【中間会計期間】 第34期中（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）
【会社名】 株式会社サイプレスクラブ
【英訳名】 CYPRESSCLUB CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役 段 康滋
【本店の所在の場所】 兵庫県丹波市氷上町三原229番地
【電話番号】 0795-82-7711
【事務連絡者氏名】 井上 純子
【最寄りの連絡場所】 兵庫県丹波市氷上町三原229番地
【電話番号】 0795-82-7711
【事務連絡者氏名】 井上 純子
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第32期中	第33期中	第34期中	第32期	第33期
会計期間	自平成31年 1月1日 至令和元年 6月30日	自令和2年 1月1日 至令和2年 6月30日	自令和3年 1月1日 至令和3年 6月30日	自平成31年 1月1日 至令和元年 12月31日	自令和2年 1月1日 至令和2年 12月31日
売上高 (千円)	186,440	158,197	212,237	480,176	449,255
経常損失() (千円)	35,991	57,669	26,671	17,088	28,478
中間(当期)純損失() (千円)	37,163	58,841	27,010	19,432	30,823
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	765,775	765,775	765,775	765,775	765,775
発行済株式総数 (株)	248,950	248,950	248,950	248,950	248,950
純資産額 (千円)	872,105	830,994	832,001	889,836	859,012
総資産額 (千円)	1,461,647	1,457,883	1,488,598	1,530,257	1,571,016
1株当たり純資産額 (円)	3,504.07	3,338.89	3,342.94	3,575.31	3,451.47
1株当たり中間(当期)純損失金額() (円)	149.32	236.42	108.52	78.08	123.84
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	59.6	57.0	55.8	58.1	54.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	21,434	48,041	49,375	6,211	29,311
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,289	16,055	10,604	9,084	28,192
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	18,000	30,000	20,000	26,000	40,000
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	18,136	16,889	52,127	50,987	92,106
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	41 (61)	43 (57)	39 (58)	42 (65)	40 (60)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年6月30日現在

従業員数	39(58)人
------	---------

(注) 1.従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2.当社は、ゴルフ場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社は、株主会員制のゴルフ場として、会員を主体とした運営を行い、世界に通用するプライベートクラブを目指しております。

(2) 経営環境

ゴルフ業界は少子高齢化によるゴルフ人口の減少により、ゴルフ市場の縮小が懸念されております。

また、景気の変動や気象条件にも影響を受けやすく、依然として厳しい状況にあります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、対処すべき第一の課題は引き続き来場者の確保であります。

2020年の上半期は、コロナ禍による外出自粓等でゲストの来場者数が著しく減少いたしましたが、2020年の下半期より、密にならない屋外スポーツとして注目を集め、2021年の上半期においては2019年の上半期を上回る来場者を確保することができました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、まん延防止法の適用や緊急事態宣言の発出により、今後も厳しい状況が続くと推察されます。

引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を行い、安心してプレーして頂ける環境を整え、来場者の確保を図る所存です。

第二の課題は会員の高齢化対策であります。

会員の高齢化や休会員の増加に対する施策として、会員の活性化を図るべく、マスターズ会員制度の啓発の推進、個別に退会や譲渡を希望されている方々や休会されている方々の会員権の譲渡促進を図ってまいります。

(4) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当中間会計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

2【事業等のリスク】

(1) 当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

(2) 繙続企業の前提に関する重要事象について

当中間会計期間末における有利子債務残高が515,541千円と営業キャッシュ・フローに対して多額となっております。

また、新型コロナウイルスの経済影響の深刻化により、財務の安定性を確保するため資金調達の不安定さを招くことが考えられます。

このような経済環境の中、資金繰りが厳しくなり、当社の経営に重大な影響を与える可能性があります。

こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかし、当該事象を解消又は改善するための下記のような対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと認識しております。

中長期的に安定した収益基盤を築くため、引き続き営業力を強化し、来場者数の増加を図るための売上高増強施策と更なる経営効率化等の営業諸施策を策定し、営業収益の改善に努めてまいります。

また、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すると共に、財務内容の改善の一環として「資本金及び資本準備金の額の減少（減資）」が令和3年8月22日の臨時株主総会において決議され、令和3年8月24日にその効力が発生しております。

さらに、金融機関からの借入枠の増大及び優先償還株式の発行によりキャッシュ・フローの確保を図ることが可能であります。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと認識いたしております。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末日現在において判断したものであります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における我が国経済は、2020年1月より世界に広がった新型コロナウイルス感染症により、感染拡大防止策として2021年上半年には2度にわたる緊急事態宣言やまん延防止法重点措置の適用などにより、経済活動が停滞し、依然として先行きが不透明な状態が続いております。

ゴルフ業界においては、密を避けられる屋外スポーツとして注目を集めたことにより、スループレーや1~2名でラウンドを希望するプレーヤー、若年層や女性のプレーヤーの増加が見受けられます。

また、メジャー大会の一つであるマスターズトーナメントにおいて、松山英樹選手が優勝したことにより、ゴルフ業界への追い風が期待されております。

当中間会計期間において、当クラブの入場者は7,123名、前年同期比144.0%と大幅に増加いたしました。コロナ禍の自粛が続く中、コンペや接待での利用は減少しておりますが、密にならない屋外スポーツとして注目を集めたことと、海外に渡航できず国内レジャーに切り替えた方の需要もあり、家族や知人とのプライベートでの利用者が増加いたしました。

売上高は、212,237千円、前年同期比134.1%と増加いたしました。これは、来場者数が前年と比べ増加したことが主な要因です。

売上原価と販売費及び一般管理費の合計は241,025千円、前年同期比110.0%と増加いたしております。

営業損失は28,788千円（前年同期は60,740千円）となりました。

なお、セグメントごとの経営成績については、ゴルフ場事業の単一セグメントにつき記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、52,127千円（前年同期比35,237千円の増加）となっております。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動による資金の減少は、49,375千円（前年同期は48,041千円の減少）となっております。これは、主に税引前中間純損失が26,739千円となったことと、その他流動負債の支出（24,273千円）が主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動による資金の減少は、10,604千円（前年同期は16,055千円の減少）となっております。これは、有形固定資産の取得による支出（10,604千円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動による資金の獲得は、20,000千円（前年同期は30,000千円の獲得）となっております。これは、長期借入金の借入れによる増加（20,000千円）によるものであります。

営業の状況

当社は、ゴルフ場事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

a. 売上収入

当中間会計期間の販売実績は次のとおりであります。

事業部門等の名称	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	前年同期比(%)
年会費(千円)	43,756	99.9
グリーンフィー(千円)	42,732	115.5
キャディフィー(千円)	40,924	139.1
レストラン(千円)	23,822	148.5
プロショップ(千円)	4,377	137.7
施設利用料(千円)	27,231	147.5
登録・書換手数料(千円)	7,600	71.6
その他(千円)	21,793	235.2
合計(千円)	212,237	134.1

b. 入場者

当中間会計期間の入場者実績は次のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	前年同期比(%)
営業日数(日)	148	98.6
メンバー(人)	2,148	121.9
ファミリー(人)	252	127.9
ゲスト(人)	4,723	158.1
合計(人)	7,123	144.0

当社は、季節的要因により、事業年度の上期と下期の間に経営成績の著しい変動があります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この

中間財務諸表の作成にあたって、当社が採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等

(1)中間財務諸表 注記事項（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

なお、中間財務諸表の作成にあたって、資産・負債や収益・費用に影響を与える見積もりは、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は、これらの見積もりと異なる可能性があります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析

当社の当中間会計期間の営業成績は、入場者が7,123名、前年同期比144.0%と大幅に増加いたしました。コロナ禍の自粛が続く中、コンペや接待での利用は減少しておりますが、密にならない屋外スポーツとして注目を集めたことと、海外に渡航できず国内レジャーに切り替えた方の需要もあり、家族や知人とのプライベートでの利用者が増加いたしました。

売上高は212,237千円と前年同期と比べ54,039千円の増加（前年同期比134.1%）となっております。これは来場者数が前年同期と比べ、2,178名増加したことが主な要因です。

売上原価と販売費及び一般管理費においては22,087千円の増加となっております。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、当社は、コースのクオリティ、サービス品質、併設する宿泊施設等により、優位性を強調して顧客誘致を図っておりますが、ゴルフ業界におけるプレー料金の低価格化、少子高齢化によるプレー人口の減少により厳しい集客状況となっております。また、近年の猛暑や異常気象等の天候不順や自然災害も来場者数に与える影響は大きいと判断いたしております。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、当社の運転資金のうち主なものは人件費とコースの整備・維持管理に係る費用であり、投資活動においては、クラブハウス及びその付帯設備等の修繕・改修及びコースの改修、コース管理機械の更新等に係る設備投資であります。当社は、事業活動において必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。営業活動及び投資活動とも内部資金を財源として行うことを基本としておりますが、財務状態により、必要に応じて関係会社や金融機関からの借り入れを行うこととしております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

当中間会計期間において、特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000
優先償還株式	283,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (令和3年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (令和3年9月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,890	11,890	非上場	(注1、2、3)
優先償還株式	237,060	237,060		(注1、2、3、 4、5)
計	248,950	248,950	-	-

(注) 1. 普通株式・優先償還株式ともに単元株式数は20株であります。

2. 発行済株式は、普通株式・優先償還株式ともに全て議決権を有しております。

3. 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当会社の株式を譲渡するときは取締役会の承認を受けなければならない。

4. 優先償還株式の内容は次のとおりであります。

会社が自己株式の取得を実施する場合（特定の株主から取得する場合を除く）には、優先償還株式は普通株式に優先して取得を請求する権利を有する。

5. 優先償還株式の募集事項の決定については、当該種類の株式を引き受ける者の募集について、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和3年1月1日～ 令和3年6月30日	-	248,950	-	765,775	-	636,975
(注)1. 令和3年8月22日開催の臨時株主総会にて、資本金及び資本準備金の額の減少(減資)の件、及び剰余金の処分の件について承認可決し、令和3年8月24日にその効力が発生いたしております。						

(1)資本金及び資本準備金の額の減少(減資)の件

会社法第447条1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える。

減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額765,775,000円を735,775,000円減少して30,000,000円とし、減少する資本金の額をその他資本剰余金に振り替える。

また、資本準備金の額636,975,000円を減少して0円とし、減少する資本準備金の額をその他資本剰余金に振り替える。

資本金及び資本準備金の額の減少(減資)の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数は変更せず、減少する資本金及び資本準備金の額1,372,750,000円の全額をその他資本剰余金に振り替える。

資本金及び資本準備金減少が効力を生ずる日

2021年8月24日(火)

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はない。

(2)剰余金の処分の件

第1号議案が承認されたので、その他資本剰余金が1,372,750,000円増加しますが、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金のうち620,037,868円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損を補填する。

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 620,037,868円

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 620,037,868円

剰余金の処分が効力を発生する日

2021年8月24日(火)

(5) 【大株主の状況】

令和3年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
光明興業株式会社	大阪市中央区難波4丁目2番1号	110,980	44.5
村上 次男	兵庫県芦屋市	21,027	8.4
株式会社コナミアミューズメント	愛知県一宮市高田字池尻1番地	16,020	6.4
株式会社ダンシン	大阪市中央区難波4丁目2番1号	10,040	4.0
新明産業株式会社	堺市堺区海山町2丁123番地	8,040	3.2
株式会社天満正龍	大阪市中央区南船場3丁目11番8号	5,280	2.1
光明株式会社	大阪市中央区難波4丁目2番1号	5,040	2.0
イノック株式会社	大阪市西区阿波座1丁目6番1号	3,840	1.5
奥田 保幸	大阪府東大阪市	3,460	1.3
田 恭子	兵庫県伊丹市	2,240	0.8
大西 久光	神戸市東灘区	2,040	0.8
計	-	188,007	75.5

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 60	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,420	571	当社において標準となる株式で権利内容に何らの制限はありません。(注1)
	優先償還株式 237,060	11,853	(注1、2)
単元未満株式	普通株式 410	-	-
発行済株式総数	248,950	-	-
総株主の議決権	-	12,424	-

(注) 1. 発行済株式は、普通株式、優先償還株式ともに全て議決権を有しております。

2. 優先償還株式の内容は次のとおりであります。

会社が自己株式の取得を実施する場合(特定の株主から取得する場合を除く)には、優先償還株式は普通株式に優先して取得を請求する権利を有する。

【自己株式等】

令和3年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サイプレスクラブ	兵庫県丹波市氷上町三原229	60	-	60	0.0
計	-	60	-	60	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士 北野参則氏ならびにシティア公認会計士共同事務所 公認会計士 中村勝典氏により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	92,106	52,127
売掛金	70,719	30,153
未収入金	2,233	665
たな卸資産	16,510	20,097
前払費用	1,339	947
その他	519	322
流动資産合計	<u>183,428</u>	<u>104,313</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 149,959	1 147,453
構築物（純額）	145,186	145,913
機械及び装置（純額）	1,136	946
車両運搬具（純額）	1,995	1,591
工具、器具及び備品（純額）	3 17,976	3 19,315
立木	89,162	89,162
土地	1 944,277	1 944,277
リース資産（純額）	12,306	10,420
有形固定資産合計	<u>2 1,362,000</u>	<u>2 1,359,081</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	252	148
無形固定資産合計	<u>252</u>	<u>148</u>
投資その他の資産		
長期貸付金	78,392	78,392
出資金	10	10
長期前払費用	1,227	1,022
差入保証金	22,484	22,484
長期未収入金	18,583	18,507
貸倒引当金	95,363	95,363
投資その他の資産合計	<u>25,334</u>	<u>25,054</u>
固定資産合計	<u>1,387,587</u>	<u>1,384,284</u>
資産合計	<u>1,571,016</u>	<u>1,488,598</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,998	4,295
1年内返済予定の関係会社長期借入金	-	112,000
関係会社短期借入金	268,000	268,000
リース債務	5,925	5,925
未払金	10,865	13,903
前受収益	88,446	46,279
預り金	29,693	16,813
未払消費税等	19,260	4,950
未払費用	24,597	27,512
未払法人税等	11,764	271
流動負債合計	461,552	399,951
固定負債		
関係会社長期借入金	1169,500	1157,500
長期借入金	40,000	60,000
リース債務	15,078	12,116
退職給付引当金	25,872	27,028
固定負債合計	250,451	256,644
負債合計	712,004	656,596
純資産の部		
株主資本		
資本金	765,775	765,775
資本剰余金		
資本準備金	636,975	636,975
その他資本剰余金	83,000	83,000
資本剰余金合計	719,975	719,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	620,037	647,048
利益剰余金合計	620,037	647,048
自己株式	6,700	6,700
株主資本合計	859,012	832,001
純資産合計	859,012	832,001
負債純資産合計	1,571,016	1,488,598

【中間損益計算書】

(単位 : 千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
売上高	158,197	212,237
売上原価	146,651	165,341
売上総利益	11,546	46,895
販売費及び一般管理費	72,287	75,684
営業損失()	60,740	28,788
営業外収益		
受取利息	0	0
不動産賃貸料	1,675	1,675
雑収入	4,206	2,611
営業外収益合計	5,882	4,286
営業外費用		
支払利息	2,228	2,169
寄付金	582	-
営業外費用合計	2,810	2,169
経常損失()	57,669	26,671
特別損失		
有形固定資産除却損	-	68
特別損失合計	-	68
税引前中間純損失()	57,669	26,739
法人税、住民税及び事業税	1,171	270
法人税等合計	1,171	270
中間純損失()	58,841	27,010

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	765,775	636,975	83,000	719,975	589,213	589,213	6,700	889,836
当中間期変動額								
中間純損失()					58,841	58,841		58,841
当中間期変動額合計	-	-	-	-	58,841	58,841	-	58,841
当中間期末残高	765,775	636,975	83,000	719,975	648,055	648,055	6,700	830,994

	純資産合計
当期首残高	889,836
当中間期変動額	
中間純損失()	58,841
当中間期変動額合計	58,841
当中間期末残高	830,994

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	765,775	636,975	83,000	719,975	620,037	620,037	6,700 859,012
当中間期変動額							
中間純損失()					27,010	27,010	27,010
当中間期変動額合計	-	-	-	-	27,010	27,010	- 27,010
当中間期末残高	765,775	636,975	83,000	719,975	647,048	647,048	6,700 832,001

	純資産合計
当期首残高	859,012
当中間期変動額	
中間純損失()	27,010
当中間期変動額合計	27,010
当中間期末残高	832,001

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	57,669	26,739
減価償却費	10,099	10,923
長期前払費用償却額	1,344	204
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	2,228	2,169
有形固定資産除却損	-	68
売上債権の増減額(は増加)	49,700	40,641
たな卸資産の増減額(は増加)	3,261	3,586
仕入債務の増減額(は減少)	6,872	5,362
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,075	1,156
前払費用の増減額(は増加)	106	391
前受収益の増減額(は減少)	43,122	42,167
その他の流動資産の増減額(は増加)	1,577	1,765
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,449	24,273
小計	37,649	34,084
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	3,254	3,524
法人税等の支払額	7,138	11,765
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,041	49,375
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,055	10,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,055	10,604
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	30,000	-
長期借入れによる収入	-	20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,000	20,000
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	34,097	39,979
現金及び現金同等物の期首残高	50,987	92,106
現金及び現金同等物の中間期末残高	16,889	52,127

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で使用するたな卸資産

(1)評価基準

原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2)評価方法

商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5~35年

構築物 5~37年

機械及び装置 6~8年

車両運搬具 5~6年

工具、器具及び備品 5~12年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンスリース・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4)長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率によって、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法)の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅小なリスクしか負わない短期的な投資からなります。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、外部の情報源に基づく情報等を踏まえ、当該影響が概ね継続するものと仮定して検討しておりますが、当中間期末の会計上の見積もりに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(中間貸借対照表関係)

1 担保提供資産

担保に提供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保提供資産

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
土地	942,127千円	942,127千円
建物	138,061	135,555
合計	1,080,188	1,077,682

(2) 対応債務

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
関係会社長期借入金	169,500千円	169,500千円
(内、1年内返済予定額)	(-)	(12,000)

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
	391,099千円	392,531千円

3 国庫補助金等による固定資産圧縮額

過年度に取得した資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は2,690千円であり、中間貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
	千円	千円
工具、器具及び備品	2,690	2,690
合計	2,690	2,690

(中間損益計算書関係)

1 当社は、季節的要因により、事業年度の上期と下期の間に経営成績の著しい変動があります。

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
有形固定資産	9,994千円	8,057千円
長期前払費用	1,344	204

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	11,890	-	-	11,890
優先償還株式	237,060	-	-	237,060
合計	248,950	-	-	248,950

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	67	-	-	67

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	11,890	-	-	11,890
優先償還株式	237,060	-	-	237,060
合計	248,950	-	-	248,950

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	67	-	-	67

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
現金及び預金勘定	16,889千円	52,127千円
現金及び現金同等物	16,889	52,127

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア)有形固定資産

建物付属設備（冷凍冷蔵設備他）、機械及び装置（芝刈り機他）及び車両運搬具（乗用カート他）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(令和2年12月31日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(資産)			
(1)現金及び預金	92,106	92,106	-
(2)売掛金	70,719	70,719	-
(3)未収入金	2,233	2,233	-
(4)長期未収入金	18,583		
貸倒引当金 1	16,970		
	1,612	1,612	-
(5)長期貸付金	78,392		
貸倒引当金 1	78,392		
	0	0	-
資産計	166,672	166,672	-

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(負債)			
(1)買掛金	2,998	2,998	-
(2)未払金	10,865	10,865	-
(3)関係会社短期借入金	268,000	268,000	-
(4)未払法人税等	11,764	11,764	-
(5)関係会社長期借入金	169,500	169,500	-
(6)長期借入金	40,000	40,000	-
(7)リース債務 2	21,004	19,641	1,362
負債計	524,133	522,771	1,362

1 長期末収入金及び長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 リース債務については、1年以内の支払予定のリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期未収入金、(5)長期貸付金

长期未収入金及び長期貸付金は、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、個別に担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)関係会社短期借入金、(5)関係会社長期借入金

関係会社短期借入金及び関係会社長期借入金は変動金利であり、短期間で市場を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考え、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金は、新型コロナウイルス感染症の影響による信用保証制度を利用した兵庫県による制度融資を利用してあり実質無利子であり、時価は帳簿価額と近似していると考え、当該帳簿価額によっております。

(7)リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

当中間会計期間（令和3年6月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません。

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価 (千円)	差額 (千円)
(資産)			
(1)現金及び預金	52,127	52,127	-
(2)売掛金	30,153	30,153	-
(3)未収入金	665	665	-
(4)長期末収入金	18,507		
貸倒引当金 1	16,970		
	1,537	1,537	-
(5)長期貸付金	78,392		
貸倒引当金 1	78,392		
	0	0	-
資産計	84,483	84,483	-

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価 (千円)	差額 (千円)
(負債)			
(1)買掛金	4,295	4,295	-
(2)未払金	13,903	13,903	-
(3)関係会社短期借入金	268,000	268,000	-
(4)未払法人税等	271	271	-
(5)関係会社長期借入金 2	169,500	169,500	-
(6)長期借入金	60,000	60,000	-
(7)リース債務 3	18,041	16,799	1,242
負債計	534,012	532,769	1,242

1 長期末収入金及び長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 関係会社長期借入金については、1年内返済要諦の関係会社長期借入金を含めております。

3 リース債務については、1年内の支払予定のリース債務を含めております。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期未収入金、(5)長期貸付金

長期未収入金及び長期貸付金は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を計上しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表計上額から貸倒引当金の計上額を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)関係会社短期借入金、(5)関係会社長期借入金

関係会社長期借入金、関係会社短期借入金及び短期借入金は変動金利であり、短期間で市場を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考え、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金は、新型コロナウイルス感染症の影響による信用保証制度を利用した兵庫県による制度融資を利用してあり実質無利子であり、時価は帳簿価額と近似していると考え、当該帳簿価額によっております。

(7)リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないので、該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

当社は、ゴルフ場事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

当社は、ゴルフ場事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
(1) 1株当たり中間純損失金額	236.42円	108.52円
(算定上の基礎)		
中間純損失金額(千円)	58,841	27,010
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失金額(千円)	58,841	27,010
普通株式の期中平均株式数(株)	248,883	248,883

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
(2) 1株当たり純資産額	3,451.47円	3,342.94円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	859,012	832,001
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	859,012	832,001
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(株)	248,883	248,883

(重要な後発事象)

資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分について

令和3年6月27日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少（減資）並びに剰余金の処分についての決議を行いました。

それに伴い、令和3年8月22日開催の臨時株主総会にて、「資本金及び資本準備金の減少（減資）並びに剰余金の処分の件」を付議することを決議し、承認可決しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

減少する資本金の額

令和3年6月30日現在の資本金の額765,775,000円のうち、735,775,000円を減少し、減少する資本金の額をその他資本剰余金に振り替えることといたしました。減資した後の資本金の額は30,000,000円となります。

減少する資本準備金の額

令和3年6月30日現在の資本準備金の額636,975,000円を全額減少し、その他資本剰余金に振り替えることといたしました。

資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたします

(3) 剰余金の処分の要領

資本金及び資本準備金の額の減少により、その他資本剰余金の額は1,372,750,000円増加しますが、資本構成の是非を図る目的から、会社法第452条の規程に基づき、増加後のその他資本剰余金のうち620,037,868円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損を補填することになります。

(4) 日程

臨時株主総会決議日 令和3年8月22日

減資の効力発生日 令和3年8月24日

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第33期）（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）令和3年3月30日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年9月26日

株式会社サイプレスクラブ

取締役会 御中

北野公認会計士事務所

兵庫県三田市

公認会計士 北野 参則

シティア公認会計士共同事務所

東京都千代田区

公認会計士 中村 勝典

中間監査意見

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイプレスクラブの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して株式会社サイプレスクラブの令和3年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私たちの責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間監査財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して

除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。